

令和元年12月6日 開 会

令和元年12月16日閉 会

令和元年12月 定例会

川南町議会会議録

川南町議会事務局

令和元年第7回(12月)川南町議会定例会会期表〔11日間〕

目次	月日	曜	摘 要
第 1 日	12月6日	金	開 会 本会議(議案上程・提案理由説明)
第 2 日	12月7日	土	休 会
第 3 日	12月8日	日	休 会
第 4 日	12月9日	月	議案熟読
第 5 日	12月10日	火	本会議(一般質問:6人)
第 6 日	12月11日	水	本会議(一般質問:3人) 議案質疑 委員会付託 常任委員会
第 7 日	12月12日	木	常任委員会
第 8 日	12月13日	金	常任委員会
第 9 日	12月14日	土	休 会
第 10日	12月15日	日	休 会
第 11日	12月16日	月	本会議(委員長報告・討論・採決) 閉 会

目 次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1

第1号（ 12月6日 ）

本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名について	4
報告第11号 専決処分の承認を求めるについて	4
議案上程・提案理由説明(議案第76号～第84号)	7
議案上程・提案理由説明(議案第85号～第88号)	9
請願第2号 川南町内の交通弱者の足の確保を求める請願	11
請願第3号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの 制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を 求める請願	11
散 会	12

第2号（ 12月10日 ）

本日の会議に付した事件	13
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	14
開 議	15
一般質問	15
1 中津 克司	15
2 米田 正直	27
3 蓑原 敏朗	34
4 児玉 助壽	45
5 内藤 逸子	52
6 川上 昇	62
散 会	73

第3号 (12月11日)

本日の会議に付した事件	74
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	75
開 議	76
一般質問	76
1 谷村 裕二	76
2 河野 禎明	86
3 中村 昭人	94
議案質疑・委員会付託(議案第76号)	106
議案質疑・委員会付託(議案第77～第79号)	110
議案質疑・委員会付託(議案第80号)	110
議案質疑・委員会付託(議案第81号)	113
議案質疑・委員会付託(議案第82号)	113
議案質疑・委員会付託(議案第83号)	117
議案質疑・委員会付託(議案第84号)	118
議案質疑・委員会付託(議案第85号)	118
議案質疑・委員会付託(議案第86号～第88号)	125
散 会	126

第4号(12月16日)

本日の会議に付した事件	127
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	128
開 議	129
委員長報告・討論・採決(議案第76号～議案第84号)	129
委員長報告・討論・採決(議案第85号～議案第88号)	136
指名推薦(選挙第1号)	139
委員長報告・質疑・討論・採決(請願第2号 川南町内の交通弱者の足の確保を求める請願)	140
委員長報告・質疑・討論・採決(請願第3号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める請願書)	141
趣旨説明・質疑・討論・採決(発議第3号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直し の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める意見書について)	143
議員派遣の件について	144
閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について	144
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	144
閉 会	145

川南町告示第133号

令和元年第7回(12月)川南町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年12月3日

川南町長 日高昭彦

- 1 期日 令和元年12月6日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	河野 禎明 君	2番	谷村 裕二 君
3番	中津 克司 君	4番	蓑原 敏朗 君
5番	徳弘美津子 君	6番	児玉 助壽 君
7番	竹本 修 君	8番	米田 正直 君
9番	内藤 逸子 君	10番	川上 昇 君
11番	中村 昭人 君	12番	福岡 仲次 君
13番	河野 浩一 君		

○ 不応招議員(なし)

令和元年第7回(12月)川南町議会定例会会議録

令和元年12月6日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

令和元年12月6日 午前9時00分開会

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について(中津 克司・蓑原 敏朗)
- 日程第4 報告第11号 専決処分の承認を求めるについて
- 日程第5 議案第76号 川南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を定めるについて
- 日程第6 議案第77号 川南町総合計画条例の一部改正について
- 日程第7 議案第78号 川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第79号 川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第80号 川南町保育所条例の一部改正について
- 日程第10 議案第81号 川南町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第11 議案第82号 川南町公民館条例の廃止について
- 日程第12 議案第83号 工事請負変更契約締結について
- 日程第13 議案第84号 工事請負変更契約締結について
- 日程第14 議案第85号 令和元年度川南町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第15 議案第86号 令和元年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第87号 令和元年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第88号 令和元年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 請願第2号 川南町内の交通弱者の足の確保を求める請願
- 日程第19 請願第3号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める請願

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 竹本 修 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 中村 昭人 君	12番 福岡 仲次 君
13番 河野 浩一 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	岩切 拓也 君
総務課長	新倉 好雄 君	まちづくり課長	山本 博 君
産業推進課長	橋口 幹夫 君	農地課長	三好 益夫 君
建設課長	大山 幸男 君	環境水道課長	篠原 浩 君
町民健康課長	米田 政彦 君	教育課長	大塚 祥一 君
福祉課長	三角 博志 君	税務課長	日高 裕嗣 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長（河野 浩一君） おはようございます。ただ今から令和元年第7回川南町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

なお、例月出納検査の結果についての報告は、お手元に配布してあるとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から16日までの11日間にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から16日までの11日間に決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、中津 克司君及び蓑原 敏朗君を指名します。

日程第4、報告第11号専決処分の承認を求めるについて（川南町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に係る法律の施行に伴う関係条例の整理条例の一部改正）を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 改めておはようございます。報告第11号は、9月議会定例会で可決いただきました川南町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に係る法律の施行に伴う関係条例の整理条例について、同条例の施行日前に川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正を追加しておく必要がでてきたため、専決処分により一部を改正したものでございます。従来の印鑑登録証明事務処理では、成年被後見人の印鑑登録証明書を必要とする場合は成年後見人の印鑑登録証明書をもって代替することができるため、川南町印鑑の登録及び証明に関する条例は改正しないこととしていましたが、総務省自治行政局住民制度課長から印鑑登録証明事務処理要領の一部改正及び法定代理人が

同行しており、かつ、成年被後見人本人による申請があるときは、意思能力を有する者として、印鑑の登録の申請を受け付けることとして差し支えない旨の文書が令和元年11月19日付けで周知されたため、同要領の改正に準じて川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正し追加したものです。なお、関係する法律及び整理条例は12月14日に施行され、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、令和元年11月25日に専決処分をもって措置したものです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 今回の提案理由説明の中の、関係する法律及び整理条例は12月14日に施行されていると言われましたが、これはいつの12月14日でしょうか。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただ今の内藤議員の御質問にお答えします。令和元年の12月14日でございます。以上です。

○議員（内藤 逸子君） これは、整理条例は元年の12月14日に施行された今後起こりうるから今日改正するということと受け止めていいんですかね。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただ今の御質問にお答えします。9月の議会で可決いただいた内容としましても、12月14日以降に成年被後見人であることを理由に一律に排除することのないようにということで、法律の施行が令和元年の12月14日から施行されて、提案理由にありましたような扱いにするということになっておりましたので印鑑の登録及び証明に関する条例についても同じような扱いにするために、今回急遽追加することになったものでございます。以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 成年後見人との不祥事は、新聞によろでとっちゃけど最近は、こういうとを専決処分してええっちゃろかいちな思うっちゃけんどん審議せんで。これ見っと、12月14日に施行されたちゅうこっちゃが、施行されるとは分かるとるか、9月の議会で提案ち思うっちゃけんどん、改正したもんななんじゃけんどん、改正じゃねえかい、同じもんじゃかい、どう考えてんありえんこっちゃけんどん、このなんを見っと、こっちの条例を見っと、これじゃったら附則のところでこの条例は公布の日から施行することじゃかいよ、ここの、入れとれば令和元年12月14日に施行するち入れんならんとん、なんじゃねえとね、じゃかい、専決処分じゃねえしてええ訳じゃねえとね。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただ今の児玉議員の御質問にお答えします。まず、9月の議会で可決いただきました川南町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に係る法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例と、ちょっと長

いんですけども、この条例を制定して、この中でですね、7つの条例の一部改正というのを行っております。その条例の最後に、附則にですね、この条例は令和元年12月14日から施行するというふうに書いてありまして、9月議会ではこれを承認いただいたところでございます。この第7条の次に印鑑登録の条例についてを追加して最終的にこれを、8つの条例が一部改正として入っている状態で12月14日に施行されるという形にするために専決処分という方法を使ったものでございます。以上です。

○議員（児玉 助壽君） これは11月19日に周知されたためちなつとるけんどんよ、9月の議会前には周知されただけで入れとらんかったばっかいじゃねえとね。そういうことはせんはずじゃけん国もちゃんと整えて、町に周知させてしとるはずじゃけんどん、それいちしよったら自治体はたまったもんじゃねえよ。途中で周知漏れが、周知漏れになる訳ね、これは。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただ今の御質疑にお答えします。この件につきましてはですね、当初、9月の議会に上げるべきか、上げないのかということもですね、関係係、課とも協議をしました。提案理由でも説明がありましたように、成年被後見人についてはですね、成年後見人の印鑑登録証明書の手続をすることができるものですから、これについては改正しないという方向でやっておって、それについては近隣の市町村も同じようにやっております。しかし、急遽11月19日にですね、これについては国が法律で定めるものではございませんで、印鑑登録証明の事務処理要領というものをもって全国で統一的な取扱にしましょうというものでやっております。その周知が11月19日にあったものですから、我々川南町も含めて、近隣市町村も含めてあわててその対応を迫られたところでこのような処置になったところでございます。以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで質疑を終わります。

報告第11号専決処分の承認を求めるについて川南町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に係る法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第11号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、報告第11号専決処分の承認を求めるについて川南町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に係る法律の施行に伴う関係条例の整理条例の一部改正については、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5、議案第76号川南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を定めるについて、日程第6、議案第77号川南町総合計画条例の一部改正について、日程第7、議案第78号川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、日程第8、議案第79号川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第9、議案第80号川南町保育所条例の一部改正について、日程第10、議案第81号川南町水道事業給水条例の一部改正について、日程第11、議案第82号川南町公民館条例の廃止について、日程第12、議案第83号工事請負変更契約締結（地域活性化拠点施設建築主体工事）について、日程第13、議案第84号工事請負変更契約締結（地域活性化拠点施設機械設備工事）について、以上、9議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本9議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは、議案第76号から議案第84号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第76号は、本町の各種条例等に基づく申請などの手続について、情報通信技術を利用する方法により行うことを可能とするため、共通する取扱等に関し必要な事項を定める条例を新たに制定するものでございます。

次に議案第77号は、第6次長期総合計画を策定するにあたり、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定により策定する川南まち・ひと・しごと創生総合戦略と一本化する方針とすることから、条例の一部を改正するものでございます。また、この一部改正に伴い、川南町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例については、条例の廃止を行うものであります。

次に議案第78号は、公職選挙法施行令の改正により、投票立会人に加えて投票管理者についても、交代制を可能とする規定が整備されたことに伴い、交代制を採用したときなど報酬の支給について必要な事項を定めるために、条例の一部を改正するものでございます。

次に議案第79号は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年5月31日に公布され、令和元年10月1日から施行されました。また、関係する政令や内閣府令等の規定の整備も行われたことから条例の一部を改正するものでございます。本議案は、本年9月議会において一度提案いたしました。関係する内閣府令において多数の誤りがあったことなど

を受け撤回した経緯がございます。その後、内閣府令も整備されましたので、改めて提案するものでございます。この改正は、支給認定を教育・保育給付認定とするなどの文言の改正、及びこれまでは保育料の中に含まれていた副食費について支払いを受けることができる費用とする旨の改正が主なものであります。

次に議案第80号は、川南町立番野地保育所について、令和3年4月1日を目指し民営化するため、期限を設け川南町保育所条例から別表番野地保育所の項を削るものでございます。移譲先は、選定委員会を経て社会福祉法人敬神福祉会に決定しております。また、併せて番野地児童プール及び番野地農村公園を廃止するために、附則で川南町児童プール条例及び川南町農村公園条例の一部を改正するものです。

次に議案第81号は、水道法の一部を改正する法律が令和元年10月1日から施行され、指定給水装置工事事業者の指定に5年ごとの更新制度が新たに設けられたことに伴い、当該指定の更新に係る手数料の追加を行うものがございます。

次に議案第82号は、川南町公民館において、公民館が建っている敷地を含む役場北側に川南町総合福祉センターを建設する計画としているため、令和2年4月1日をもって廃止するものでございます。あわせて、公民館の使用料の削除、建設中に社会福祉協議会事務所等として貸し付ける農村環境改善センター及び保健センターの使用料の一部削除を行うものであります。

次に議案第83号及び第84号は、地域活性化拠点施設の建築主体工事及び機械設備工事について、それぞれ工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上9議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(河野 浩一君) 補足説明があればこれを許します。

○総務課長(新倉 好雄君) 議案第76号につきまして、その補足説明を申し上げます。この議案は、本町の各種条例等に基づく手続について、情報通信技術を利用する方法により行うことを可能とするため、新たに条例を定めるものです。これまで、各種申請等の手続は、書類の提出など条例等に定められた方法のみが認められてきたところですが、インターネット等の普及や技術の進歩により、証明書等のコンビニ交付などのオンライン手続をはじめとして新たなニーズに対応する必要性が生じてきているところです。この条例は、そのような必要性に対応するため、情報通信技術を利用して各種手続を行うことができる旨、情報通信技術を利用する場合にとるべき手続などの必要な事項を定めることによって、インターネット等の情報通信技術を利用して各種手続を行うことを可能とするものであります。まずは、来年から実施を予定している印鑑登録証明書のコンビニ交付がこの条例の対象となります。

なお、住民票など国の法令に根拠を置くものにつきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律によって、既に対応することが可能となっております。施行期日につきましては、コンビニ交付開始予定日前の令和2年2月1日と定めるものです。

以上で補足説明を終わります。

○福祉課長(三角 博志君) 議案第80号につきまして、その補足説明を申し上げます。番野地保育所の民営化を進めるにあたり、問題となりましたのが建設予定地でございます。新設民営化を条件としていることから、建設中も園児が変わらぬ保育を受けるためには、番野地農村公園内に建設することがふさわしいという結論に至りました。それが可能かどうか、農地課より県に確認をしたところ、廃止して他の目的として活用しても問題ありません。との回答を得ました。したがって、現在の番野地保育所は令和3年3月31日まで運営し、この間に番野地農村公園内に民間での新設をしていただき、令和3年4月1日以降に解体する予定でございます。番野地農村公園は令和2年4月1日から廃止し、社会福祉法人へ土地を賃貸する予定でございます。また、附則の番野地児童プールは保育所内にある園児用のプールの中で、新設後は新たなプールを設置したいとの社会福祉法人の意向を受け廃止することといたしました。なお、社会福祉法人敬神福祉会は、平成22年から川南東保育園を運営している法人で、これまでの運営状況等が評価され、川南町保育所移譲先候補選定委員会において適切であるとして選定され決定いたしました。

以上で、補足説明を終わります。

○議長(河野 浩一君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第14、議案第85号令和元年度川南町一般会計補正予算(第5号)、日程第15、議案第86号令和元年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、日程第16、議案第87号令和元年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、日程第17、議案第88号令和元年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算(第1号)、以上、4議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本4議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) それでは、議案第85号から議案第88号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第85号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ223,571千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11,170,258千円にするとともに、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行うものでございます。それでは、その主なものにつきまして、第1表の歳入から御説明申し上げます。町税56,930千円の増額は、見込み増によるものです。国庫支出金1,713千円の増額は、社会福祉費負担金1,183千円が主なものです。県支出金2,345千円の増額は、農業費補助金1,754千円が主なものです。繰入金62,583千円の増額は、下水道事業特

別会計13,082千円及び財政調整基金49,501千円の繰入を計上いたしました。町債100,000千円の増額は、水産業債を計上いたしました。次に歳出について、御説明申し上げます。総務費は26,192千円の増額で、公有財産購入費25,565千円が主なものでございます。民生費は19,180千円の増額で、国庫及び県支出金返還金14,834千円、自立支援医療費2,000千円が主なものでございます。農林水産業費は102,695千円の増額で、排水路補修工事2,695千円、水産生産基盤整備事業負担金100,000千円が主なものでございます。商工費は74,202千円の増額で、商工会年末年始大売出し事業補助金1,500千円、企業立地促進奨励金70,900千円が主なものでございます。土木費は1,000千円の増額で、町営住宅修繕料でございます。第2表繰越明許費補正は、プレミアム付商品券事業16,900千円を計上いたしました。第3表債務負担行為補正は、ふるさと納税特産品発送事業50,000千円を計上いたしました。第4表地方債補正は、県営事業負担金限度額を208,000千円に補正するものでございます。

次に議案第86号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ90,015千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,297,727千円とするものでございます。歳入は、県支出金を90,015千円増額しました。歳出は、総務費1,015千円、保険給付費89,000千円を増額しました。

次に議案第87号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16,032千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,553千円とするものでございます。歳入につきましては、繰越金16,032千円計上するものです。歳出につきましては、下水道事業費の公課費、消費税2,950千円と繰出金13,082千円を計上するものです。

次に議案第88号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,315千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,901千円とするものでございます。歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料1,221千円を計上するものです。歳出の主なものにつきましては、畜産用水管理事業費の使用料及び賃借料1,051千円を計上するものです。

以上4議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(河野 浩一君) 補足説明があればこれを許します。

○産業推進課長(橋口 幹夫君) 議案第85号の産業推進課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。18～19ページをお願いいたします。6款3項2目漁港整備費の19節負担金補助及び交付金 水産生産基盤整備事業負担金は、国が実施する通浜漁港の堤防工事費10億円に対し町の負担割合が10パーセントとなっているため、100,000千円負担するものです。20～21ページをお願いします。7款1項2目商工業振興費の8節報償費 企業立地促進奨励金70,900千円は、くみあいチキンフーズに対し土地取得奨励金50,000千円、企業立地促進奨励金20,000千円の合計70,000千円、エムティシーに対し企業立地促進奨励金900千円を交付するものです。19節負担金補助及び交付金 商工会年末年始大売出し事業補助金は、12月末

から1月末まで、商工会が実施予定の年末年始大売出し事業に1,500千円補助するものです。3目観光費の11節需用費中 消耗品費1,000千円は、来年4月オープン予定の地域活性化拠点施設のオープン記念ノベルティ製作費で、印刷製本費99千円は、同施設のPR用ポスター製作費です。19節負担金補助及び交付金 スポーツ合宿補助金703千円は、12月以降の合宿予定団体が7団体あるため、不足額を追加計上するものです。

以上で、産業推進課関係の補足説明を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第18、請願第2号川南町内の交通弱者の足の確保を求める請願を議題とします。

議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（山口 浩二君） それでは、朗読いたします。令和元年11月1日、川南町議会議長河野浩一様、川南町大字平田2373番地3、川南町NPO法人障害者支援ココ代表福重福一、紹介議員中村昭人、紹介議員米田正直、川南町内の交通弱者の足の確保を求める請願、1. 要旨、免許返納による高齢者等の交通弱者に対する移動サービス施策を求める。2. 理由、近年は、高齢者の重大な交通事故をよく耳にします。運転免許を返納した方がいいと分かっているが、川南町のような公共交通機関の便の少ないところは、車がなければ生活がしにくいと多く聞きます。免許返納した人や免許未取得者で高齢者のみの世帯も多くなり、移動手段を確保できるかどうか差し迫った課題となっております。川南町は、オンデマンドバスがありますが、本数も少なく時間が合わない、停留所が遠い、乗降りが大変、予約の取り方も面倒くさい等の声があります。そこで、現在川南町のNPO法人障害者支援ココが行っている玄関まで迎えに来てくれて、目的地で用を済ませ、また玄関まで送り届けてくれるサービス利用を交通弱者も利用できる施策を求めます。別紙賛同者署名を添えてお願いいたします。

以上です。

○議長（河野 浩一君） 以上で説明を終わります。

本請願の取扱については、調査の必要もあるかと思しますので、常道に従い、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第19、請願第3号介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める請願を議題とします。

これも議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（山口 浩二君） それでは朗読させていただきます。介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める請願書。紹介議員、内藤逸子。請願趣旨、現在、政府内には、2020年の通常国会に向けた介護保険制度の見直しの検討が進められています。その中には、ケアマネジャーが作成するケアプランを有料にすることや、要介護1、2の生活援助サービスを

市町村が実施する総合事業に移すなど、さらなる給付の削減・負担増をはかる内容が盛り込まれています。ケアプランが有料になれば、介護保険サービスを減らしたり、介護保険そのものを利用できなくなることになりかねません。生活援助の削減は、在宅での生活に困難をもたらし、家族の介護負担を増やすことに直結します。介護現場では人手不足がますます深刻化しています。介護福祉士の養成校では入学者の定員割れが続いています。必要な職員が確保できないため、施設を開設できなかつたり、事業所の一部閉鎖や廃業などの事態が生じています。サービスの削減・負担増の見直しでは高齢者の生活を守り、支えることはできません。これから高齢化がますます進展していく中、お金の心配をすることなく、必要な介護サービスを必要な時に利用できる制度への転換はすべての高齢者・住民の願いです。同時に、介護を担う職員が働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければなりません。高齢者の生きる権利を守るために、介護保険制度の抜本改善を求めるものです。以上の趣旨から、以下の事項について、国および政府に対して、意見書を提出していただくようにお願いいたします。請願事項1、介護保険利用料原則2割負担、ケアプランの有料化、要介護1、2の生活援助の総合事業への移行、など、サービスの抑制や負担増につながる制度の見直しを行わないでください。2、すべての介護従事者の賃金を引き上げ、労働条件の改善を行ってください。3、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げてください。以上のとおり地方自治法第124条により請願書を提出します。令和元年12月2日、請願者住所川南町大字川南23231、請願者氏名佐藤誠、請願者住所宮崎市天神前1175-3、宮崎県社会保障推進協議会会長山田秀一、川南町議会議長河野浩一殿。

以上です。

○議長(河野 浩一君) 以上で説明を終わります。

本請願の取扱については、調査の必要もあるかと思いますので、常道に従い、総務厚生常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

皆さん、おつかれさまでした。

午前9時42分散会
